

令和7年度 税制改正ポイント解説セミナー

令和7年2月18日(火)

池永経営会計税理士法人
税理士 池永 章

防衛特別法人税(仮称)の創設【大企業・中小企業】

防衛力の抜本的な強化を行うための安定財源の確保を目的として、各事業年度の所得に対する法人税の額に対して付加的に課税する新たな法人税が創設されます。

■税額の計算

基準法人税額 ※1	△基礎控除額 500万円	× 税率4%	△税額控除額 ※2	=	防衛特別法人税 (仮称)
--------------	-----------------	--------	--------------	---	-----------------

※1 次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする

- ①所得税額の控除
- ②外国税額の控除
- ③分配時調整外国税相当額の控除
- ④仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ⑤戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ⑥控除対象所得税額等相当額の控除

※2 次の税額控除を行うこととする

- ①外国税額の控除
- ②分配時調整外国税相当額の控除
- ③控除対象所得税額等相当額の控除
- ④仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

適用時期 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

中小企業経営強化税制の拡充・延長【中小企業・個人事業】

売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業の投資促進を目的として、中小企業経営強化税制が強化され、適用期限が2年延長されます。

■現行制度の概要

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資を行った場合に即時償却又は税額控除10%(資本金3,000万円超の者は7%)の適用を認める制度。

■改正内容

- ① B類型の**拡充措置**として、売上高100億円超を目指すロードマップ作成等を要件に、**建物**を対象設備に追加する
- ② (B類型)投資計画における年平均の**投資利益率を7%以上**(現行5%以上)に引き上げる
- ③ 認定を申請する**事業年度の直前の事業年度(基準事業年度)の売上高が10億円超90億円未満**であること
- ④ 売上高100億円超及び**年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画**であること
- ⑤ 経営力向上計画の認定を受けた日から**2年以内**に導入予定の設備の取得価額の合計額が、**1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額**であること
- ⑥ 生産性の向上に資する設備の導入に伴い**建物及びその附属設備の新設又は増設**をするものであること

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得、事業供用した資産に適用されます。

中小企業経営強化税制の拡充・延長【中小企業・個人事業】

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性 [※] が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たりの生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率 [※] が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 買上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものを除く。

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

出典：令和8年12月 経済産業省「令和7年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」

中小企業経営強化税制の拡充・延長【中小企業・個人事業】

■B類型の拡充措置（経営規模拡大設備）

設備の種類	対象設備※1	特別償却・税額控除	
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	特別償却：即時償却 税額控除：取得価額の7%（一定の場合は10%）	
工具及び器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの		
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの		
（拡充措置） 建物及びその附属設備	一の建物およびその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの（生産性の向上に資する設備の導入に伴って新增設されるものに限る）※2	給与増加割合※3 < 2.5%	適用不可
		給与増加割合※3 ≥ 2.5%	特別償却：取得価額の15% 税額控除：取得価額の1%
		給与増加割合※3 ≥ 5%	特別償却：取得価額の25% 税額控除：取得価額の2%

- ※1 医療保険業を行う事業者が取得等するもの及び発電の用に供する設備で電気の販売を行うために取得等するものを除く
- ※2 本制度の対象となる金額は60億円を限度とする
- ※3 対象設備を事業の用に供した事業年度（供用年度）の雇用者給与等支給額からその供用年度の前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額のその供用年度の前事業年度における雇用者給与等支給額に対する割合

【その他】

拡充措置に係る投資計画につき経済産業大臣の確認を受けた場合は、その投資計画の計画期間中は、
中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用できない。

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

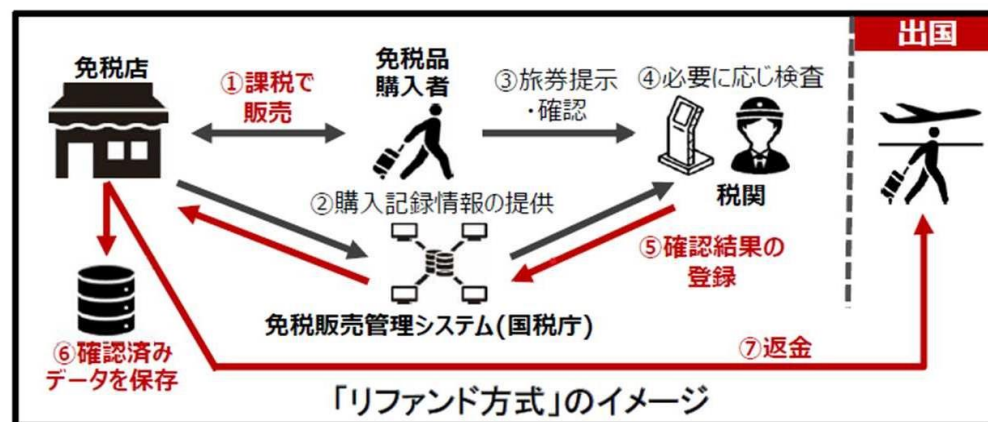
外国人旅行者向け消費税免税制度の不正利用を排除し、また免税店が不正の排除のために負担を負うことのないようにするため、消費税免税制度の抜本的な見直しが行われ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する「**リファンド方式**」が採用されます。

■現行制度の概要

現行制度では、輸出物品販売場(免税店)から免税対象物品を購入する際に消費税が免除されており、税関において免税対象物品の持ち出しの確認をもって出国が許可されるが、国内における転売等により税関確認時に持ち出しが確認できず、また手持ち資金がないためその場で徴収ができないまま出国してしまうケースが生じている。

■改正内容

免税店を経営する事業者が免税購入対象者に免税対象物品を譲渡する際に、一度、**消費税相当額を含めた価格で販売**し、出国時に持ち出しが確認された場合に当該事業者が免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「**リファンド方式**」が採用される。
この他、免税対象物品の範囲と、免税販売手続きの見直しが講じられる。



出典: 令和6年12月 国土交通省「令和7年度税制改正概要」

適用時期 令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用されます。

物価上昇時における税負担及び就業調整への対応

■改正前後比較:基礎控除・給与所得控除(改正内容①、②)

制度名称	改正前	改正後
基礎控除	最低保障額48万円 (本人の合計所得金額2,400万円以下)	最低保障額 58万円 (本人の合計所得金額2,350万円以下)
給与所得控除	最低保障額55万円	最低保障額 65万円
【参考】 所得税が非課税となる 給与収入金額	103万円	123万円

物価上昇時における税負担及び就業調整への対応

■改正前後比較:扶養控除(特定扶養控除)・特定親族特別控除(改正内容③、⑦)

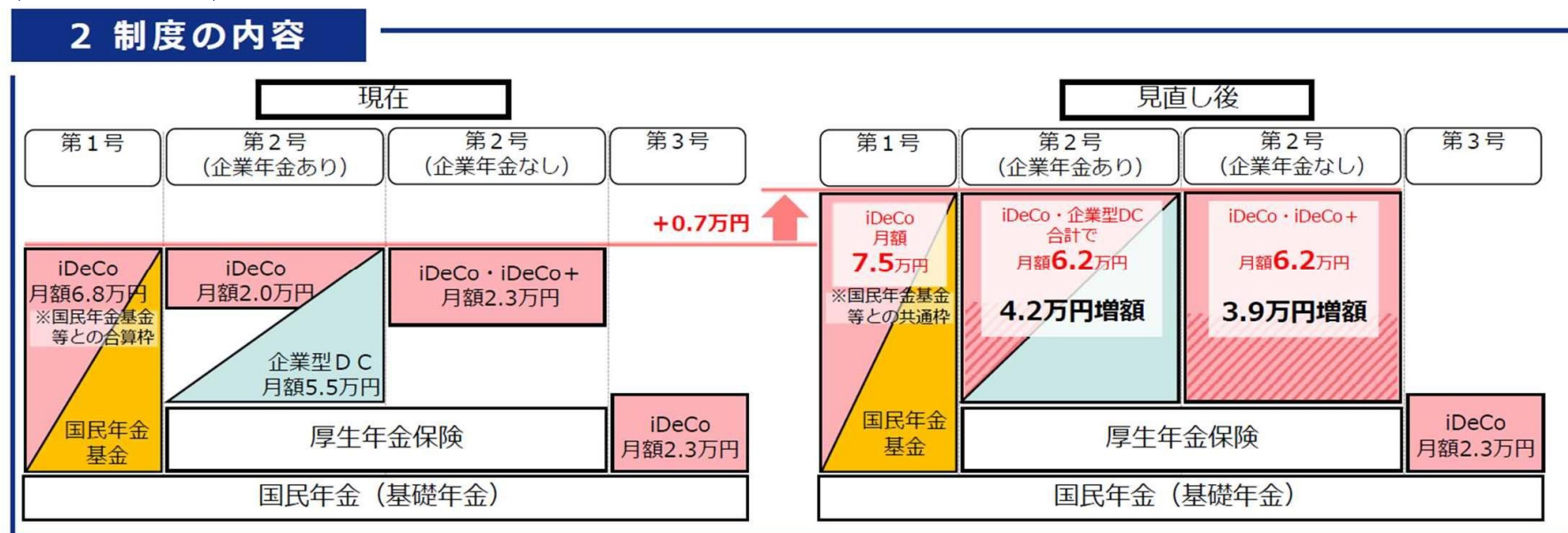
制度名称	親族等の合計所得金額		控除額
	改正前	改正後	
【既存制度】 扶養控除(特定扶養控除)	48万円以下	58万円以下 給与収入 123万円以下	63万円
【新設】 特定親族特別控除※	-	58万円超85万円以下	63万円
	-	85万円超90万円以下	61万円
	-	90万円超95万円以下	51万円
	-	95万円超100万円以下	41万円
	-	100万円超105万円以下	31万円
	-	105万円超110万円以下	21万円
	-	110万円超115万円以下	11万円
	-	115万円超120万円以下	6万円
	-	120万円超123万円以下 給与収入 188万円以下	3万円

※ 居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に適用される。

確定拠出年金制度等の見直し

- ⑤ 個人型確定拠出年金制度について、**60歳以上70歳未満**であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を**新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額が月額6.2万円**とされる。

■改正前後比較



出典：令和6年12月 厚生労働省「令和7年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」

適用時期

確定拠出年金法等の改正後も、改正前の税制上の措置が適用されます。

退職所得控除規定等の見直し

会社からの退職金と私的年金等(一時金払い)の受取る順序により退職所得控除額が変動する状況を踏まえ、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例に係る調整期間が延長されます。また、一定の手続について改正されます。

■現行制度の問題点

退職手当等の支払を受けた前年以前4年以内に他の退職手当等を受給した場合において、それぞれの退職手当等に係る勤続期間に重複している期間があるときは、その重複期間を排除した勤続年数をもって当該退職手当等に係る退職所得控除額の計算が行われるため、先にDC一時金を受給し、5年以上経過後に退職金の受給を受けることで、退職所得控除額を満額利用できるケース(いわゆる5年ルール)が生じている。他方、先に退職金を受給する場合の重複排除期間は19年(いわゆる19年ルール)であり、課税の公平性が保たれてないとの指摘がある。

■改正内容

- ① 定年の引上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、退職手当等(DC一時金を除く)に係る重複排除の特例に係る調整期間を前年以前9年内(10年ルール)に変更する。(現行:4年)
※19年ルールに関しては改正無し
- ② 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年とする。(現行:7年)
- ③ 退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票の提出義務化。(現行:法人役員である居住者)

適用時期

- ①及び②: 令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払いを受けている場合であって、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等について適用する。
- ③: 令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。

子育て世帯等支援: 生命保険料控除の拡充

子育て支援に関する政策税制として子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充が1年間の時限的な措置として行われます。

■改正内容

新生命保険料に係る一般枠について居住者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、一般枠の控除額の計算を以下のとおりとし、旧生命保険料及び下記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額が現行の4万円から6万円へ拡大される(ただし、一般・介護・個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行の12万円のまま)。

改正前		改正後(23歳未満扶養親族を有する場合)	
年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円	30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
40,000円超 80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円	60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
80,000円超	一律40,000円	120,000円超	一律60,000円

適用時期 令和8年分について適用されます。

子育て世帯等支援：既存住宅リフォーム特例の拡充・延長

■対象改修工事

既存制度も含め、令和7年12月31日までに改修を行い居住の用に供した住宅が対象

必須工事			その他工事(5%控除対象工事)		最大限度額
対象工事	対象工事限度額	控除率	対象工事	対象工事限度額	
子育て対応改修	250万円	10%	必須工事の対象工事限度額超過分 ＋ その他リフォーム費用の額	必須工事の標準的な費用相当額と同額までの金額	62.5万円
耐震改修	250万円				62.5万円
バリアフリー改修	200万円				60万円
省エネ改修	250万円 (350万円)				62.5万円 (67.5万円)
三世帯同居改修	250万円				62.5万円
長期優良住宅化	耐久性＋耐震				62.5万円
	耐久性＋省エネ				62.5万円 (67.5万円)
	耐久性＋耐震＋省エネ				75万円 (80万円)

※1 ()は太陽光発電を設置する場合の限度額となる ※2 最大対象工事限度額は、必須工事と合わせて1,000万円が限度となる

事業承継税制の役員就任要件の緩和

事業承継税制の最大限の活用を図る観点から、贈与税の納税猶予の特例制度における後継者（受贈者）要件の1つである役員就任要件について、「贈与の直前において」会社の役員であれば足りることとされます。なお、事業承継税制の特例措置期限は今後とも延長しない旨が大綱に明記されました。

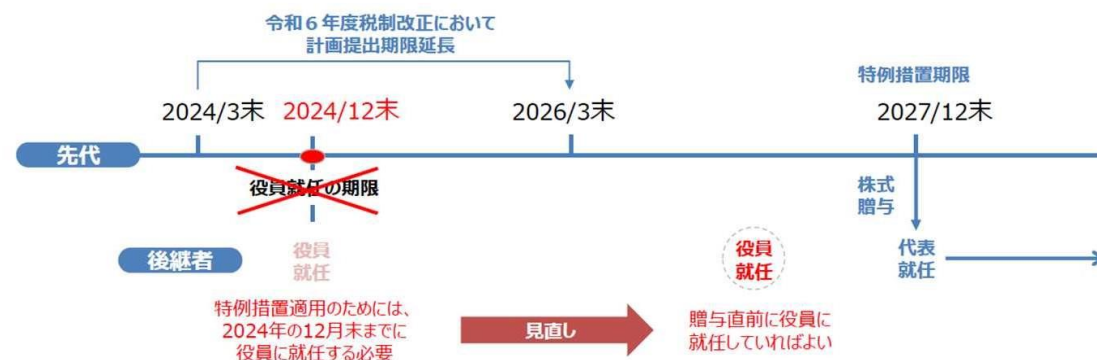
■ 現行制度の問題点

現行の役員就任要件は「贈与の日まで引き続き3年以上」会社の役員であることとされているため、特例措置期限である令和9年12月31日の3年前までに役員に就任する必要があった。

■ 改正の内容

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

出典：令和6年12月 経済産業省「令和7年度(2025年度)経済産業関係 税制改正について」

適用時期

令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

グローバル・ミニмум課税への対応【大企業・中小企業】

各国の法人税率の引き下げ競争への対応として導入が合意されたグローバル・ミニмум課税への対応として、**年間収入額7.5億ユーロ以上の多国籍企業**を対象に、**軽課税所得ルール(UTPR)**及び**国内ミニмум課税(QDMTT)**の法制化がなされます。

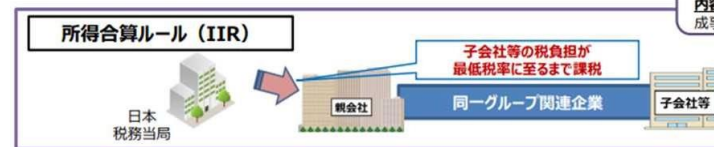
【各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)】

親会社等の法人税負担が最低税率の15%に満たない場合に、**日本国内に所在する子会社等**に対し、**親会社等の法人税負担が15%に至るまで課税する制度**(UTPRへの対応)

【各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)】

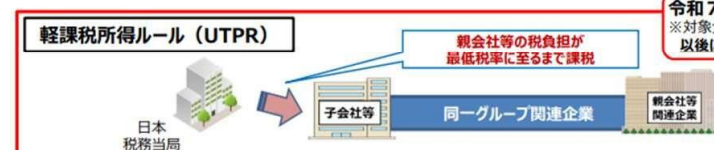
国内に所在する事業体の法人税負担が最低税率の15%に満たない場合に、**国内に所在する事業体の法人税負担が15%に至るまで課税する制度**(QDMTTへの対応)

<グローバル・ミニмум課税の全体像>



令和5年度税制改正にて法制化済み。

※ 令和7年度税制改正では、令和6年度税制改正に引き続き、OECDによるガイダンスの内容等を踏まえて、親事業体にてCFC税制に基づいて計上された繰延税金費用をCFC構成事業体に配分する方法等を明確化する等の見直しを行う。



令和7年度税制改正にて法制化。

※対象企業の準備期間を確保する観点等から適用開始時期は令和8年(2026年)4月以後に開始する対象会計年度とする。



出典: 令和6年12月 経済産業省「令和7年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されます。

ミニマムタックス・超富裕層への追加課税 令和7年より

所得税は、原則、総合課税で、最高税率45%の累進課税方式
例外的に、株式譲渡、不動産譲渡所得は15%の単純分離課税
これら分離譲渡所得が、10億円を超える年には以下の追加課税を行う。

例 総合課税所得 1000万円、分離譲渡所得 10億円の場合

① 通常の課税

$$\begin{array}{rcl} 1000\text{万円} \times 33\% - 1,536,000 & = & 1,764,000\text{円} \\ 10\text{億円} \times 15\% & = & 150,000,000\text{円} \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{rcl} 1000\text{万円} \times 33\% - 1,536,000 & = & 1,764,000\text{円} \\ 10\text{億円} \times 15\% & = & 150,000,000\text{円} \end{array}} \right) 151,764,000\text{円} \quad \textcircled{A}$$

② 改正後追加計算

$$(1000\text{万円} + 10\text{億円} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% = 153,000,000\text{円} \quad \textcircled{B}$$

$$\textcircled{B} - \textcircled{A} = \underline{1,236,000\text{円}} \quad \text{の追加}$$

※ 合計所得60億円なら、3.7億円の追加納税、合計所得30億円なら、1.5億円の追加納税となる。

※ 高額不動産譲渡益、株式上場時、M&Aで会社売却時が対象となりそう。

税収と歳出の現状

2024年度

一般会計収入 771,227億円 内訳 所得税 179,050億円 法人税 170,460億円
消費税 238,230億円 相続税 32,920億円 他
改正：防衛特別法人税 29,000億円予定
〔壁 103万円 → 123万円〕で所得税 △6,750億円減収

一般会計歳出 885,627億円 内訳 医療・介護、年金など 377,193億円
防衛費 79,172億円 (9.2% 対GDP 1.5%)
公共事業 60,828億円 文教・科学振興 54,716億円
エネルギー対策 8,329億円 (対GDP 1.4%)

プライマリー
ノーバランス △84,400億円 (10.9%)

これ以外で
国債利払費 △97,133億円 (12.6%)

マイナス計 △181,533億円 (23.5%不足)

将来に向けて問題視されている項目

- 同族会社の株式評価額につき、純資産価額と類似業種比準価額の差が、4倍近くになり得ることを、会計検査院が指摘。
- 所得拡大税制につき、わずかな教育訓練費の追加支出（対前期比10%以上up）で、莫大な税額控除額の増加（控除率10%up）事例が多数あり、会計検査院が問題視。
- 事前確定届出給与制度により、毎月の役員報酬を10万円以下に抑え、年一賞与を多額に支給することにより、社会保険料の大幅削減と老齢厚生年金の全額受給が可能になることが、社会保険審議会でも問題視。